

栃木県景観条例のあらまし

県では、地域の特性を生かした魅力ある景観づくりをすすめるため、平成15年3月に栃木県景観条例（平成15年栃木県条例第6号）を定めました。（平成16年4月1日全面施行）

栃木県景観条例

総則

条例の目的や用語の定義、県・県民・事業者の責務などを規定しています。

景観形成の基本方針

県土の景観形成に関する基本方針を公表することを規定しています。

県の施策

地域における景観形成（※）

地域の特性を生かした景観形成を図る必要がある地域を「景観形成地域」に指定し、景観形成計画を定めます。また、地域内に「景観形成重点地区」を定め、基準に沿った景観誘導を行います。

大規模行為における景観形成（※）

一定規模以上の建築物の新築等や開発行為に対し、大規模行為景観形成基準を定め、基準に沿った景観誘導を行います。

公共事業における景観形成

公共事業景観形成指針を定め、自ら行う公共事業をはじめ、国や市町村及び他の公共的団体に対して指針に適合した景観形成を要請します。

啓発活動等

景観形成に関する知識の普及や情報の提供を行うとともに、県が実施する施策について、理解、協力を得るための啓発活動を行います。

市町村との連携

市町村と連携して景観施策を効率的に実施するとともに、市町村が実施する施策に対し、必要な援助を行います。

県民等の景観形成活動

住民が自主的に景観を守っていく手法として「景観形成住民協定」を定めることができます。また、知事は景観形成に与える影響が大きいと考えられる特定の事業者に対し、「景観形成特定事業者協定」を締結するよう要請することができます。

栃木県景観審議会

基本方針の内容や大規模行為の景観形成基準、景観形成地域指定、公共事業の景観形成指針などを調査審議する機関を設けます。

※ 景観法（平成16年法律第110号）に基づき県内市町が景観計画に定める景観計画区域は除きます。



地域の特徴を生かした景観づくりをすすめます。

「景観形成地域」(※1) 及び「景観形成重点地区」(※2)

景観形成地域指定の流れは…

地域のまちづくり活動とあわせて景観形成を推進していく地域（おおむね20～100ha）を「景観形成地域」(※1)として指定します。



住民参加にもとづき、市町村を中心として「目指すべき地域の景観づくりのイメージ」を議論し、「地域景観形成計画」を策定します。



景観形成地域内では、地域景観形成計画に基づいて、地域の景観に配慮した活動や啓発事業などを実施します。



ルールに従わなかった場合などは、知事は**勧告・公表**を行うことができます。



景観形成重点地区には、地域の合意形成を得たルール「景観形成基準」を定め、建築物等の新築・建替等にはこのルールに沿った配慮を行う必要があります。

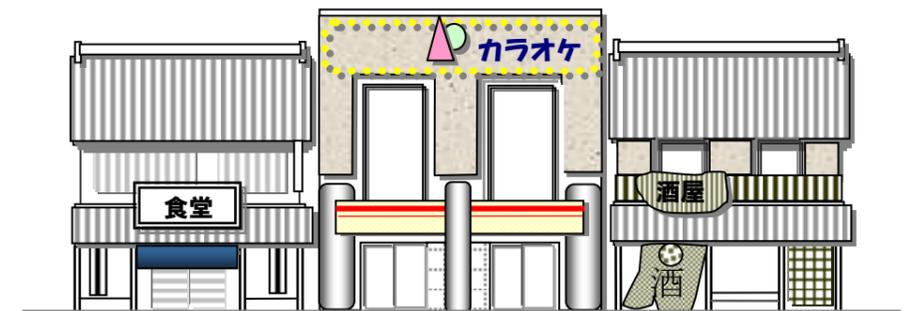


景観形成地域内において、重点的に景観形成を図る地区を「景観形成重点地区」(※2)に指定します。



景観形成重点地区に指定すると…

周辺の街並みに調和するよう、建物の意匠や形態の誘導が可能となります。



※平成27年4月現在、「景観形成地域」「景観形成重点地区」の指定はありません。

